

埼玉県水質管理センター工事請負等業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県水質管理センターが発注する工事、委託及び物品購入等（以下「工事等」という。）の入札・契約事務の適正な執行にあたり、必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 工事等の入札・契約事務を適正に執行するため、埼玉県水質管理センターに埼玉県水質管理センター工事請負等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(審議事項)

第3条 委員会が審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 工事等の指名競争入札の指名業者の選定に関する事。
- (2) 工事等の一般競争入札の入札参加条件に関する事。
- (3) 工事等の随意契約（埼玉県公営企業財務規程第137条の2で定める額を超え随意契約とするものに限る。）の見積書徴取に関する事。
- (4) その他委員長が審議を必要と認めた事項

2 前項第1号から第3号に規定されたものであっても、埼玉県企業局建設工事請負等業者選定委員会設置要綱第3条、企業局工事請負等業者選定委員会設置要綱第3条又は企業局契約業者等選定委員会設置要綱第3条に該当するものは除く。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をこれに充てる。

委員長	所長
副委員長	副所長
委員	担当部長

2 委員長は、委員会を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が委員会の審議の議長となる。

- 2 委員会は、委員会を組織する者の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 前項の場合において、職に欠員が生じている場合は、委員の数に含めないものとする。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、審議の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(内申等)

第7条 第3条第1項各号に規定する事項の提案（以下「内申等」という。）は、その工事等を所管する委員（以下「内申者」という。）が次の各号の中からその内申等に必要な資料により行うものとする。

- (1) 埼玉県業者情報管理システムによる指名選定資料（内申書）
- (2) 一般競争入札の公告文(案)
- (3) 入札参加者等の選定理由を記載した資料
- (4) 委員長又は内申者が必要と認めた資料
- (5) その他必要な資料

(決定)

第8条 第3条第1項各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、委員長が決定する。

(秘密の保持等)

第9条 委員会を組織する者又は委員会に出席した者は、公正にその任務を行うとともに、委員会の審議内容及び職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(議事録等)

第10条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、入札終了後（契約の相手方の決定後）に議事録の提供を希望する者に対し、水質管理センターにおいて情報提供を行うものとする。なお、入札を取りやめた案件については、入札やり直し後に契約の相手方が決定するなど議事録を公表しても差し支えない時期に提供する。

2 議事録を情報提供する期限は公表日又は契約日が属する年度の翌年度の4月1日から5年間とする。

3 第7条各号の資料は前項の期間は保存しなければならない。

4 第7条各号の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

5 予定価格が250万円を超える建設工事においては、指名選定理由及び指名業者について、入札終了後（契約の相手方の決定後）、建設工事及び業務委託に係る入札結果等の公表要領第5条に基づき公表する。なお、公表方法は同要領第8条のとおり電子入札共同システムにより行うものとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、調査担当において行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、所長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 埼玉県水質管理センター工事請負等指名業者選定要綱は、令和３年３月３１日をもって廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。